平成２４年（フ）第４４号
長野県飯田市鼎中平2910番地、前住所長野県飯田市北方298番地10
債務者　渡部　知久
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１９６号
兵庫県宝塚市山本台１丁目14番23号
債務者　後藤小百合
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２８号
兵庫県たつの市新宮町能地618番地、住民票上の住所兵庫県姫路市花影町４丁目20番地クリーンピア花影701
債務者　鈴木　克忠
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１８０号
徳島市東吉野町１丁目７番地の４　サーパス東吉野608号室、旧住所徳島市川内町大松47番地の12
債務者　木下　正子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７号
福岡県直方市大字永満寺2791番地１、前住所福岡県直方市大字中泉208番地
債務者　竹上　博治
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３５４号
福岡県遠賀郡遠賀町大字木守1529番地の４
債務者　盛永　亮太
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４０５号
北九州市若松区小石本村町１番105号
債務者　薬師寺祐孝
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４０９号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番１―202号
債務者　光野　義己
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１８９号
盛岡市中屋敷町９番30号
債務者　向口　圭吾
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１９号
山形県新庄市本町６番10号
債務者　佐藤　友洋
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第２０号
山形県新庄市本町６番10号
債務者　佐藤喜美子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第２１号
山形県新庄市本町６番35号
債務者　佐藤　　弘
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１０４号
福島県郡山市水門町91番地の２
債務者　熊田　秋子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
長野県上伊那郡辰野町大字赤羽664番地114上の原県住33号
債務者　飯澤　久敏
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第１２６号
神戸市灘区楠丘町６丁目６番15号　楠丘マンションＣ棟402号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町北野添１丁目９番７―408号
債務者　橋本みちる
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６３号
神戸市須磨区妙法寺字岡771番地の２　前田文化Ｂ棟１Ｆ
債務者　杉岡　　篤
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６４号
神戸市須磨区妙法寺字岡771番地の２　前田文化Ｂ棟１Ｆ
債務者　杉岡　りえ
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部